

水害・土砂災害の避難情報を「警戒レベル」で伝えます

水害や土砂災害から避難するタイミングを分かりやすく伝えるため、市町村や国が出す避難情報や気象情報を新たに「**警戒レベル1～5**」の5段階に整理しました。

警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

警戒レベル3や4が発令された地域の皆さんは、速やかに避難してください。

警戒レベル	対象地域のかたがとるべき行動	避難情報など	危険度
レベル5 災害発生！	命を守るために最善の行動をとりましょう。	災害発生情報	
レベル4 全員避難！	速やかに全員避難 しましょう。	避難指示(緊急) 避難勧告	
レベル3 高齢者などの要 配慮者は避難！	避難に時間を要するかたとその支援者は避難を開始 し、その他のかたは 避難の準備 をしましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始	
レベル2	市防災本などにより避難行動の確認をしましょう。	大雨注意報・ 洪水注意報など	
レベル1	防災気象情報などに注意し、災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報	

レベル4（避難勧告）の一例：「〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル4、避難勧告**を発令しました。」

問い合わせ…防災課 ☎048-242-6358 FAX048-281-5765

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ



◆ 新しい保険証を送付します。

後期高齢者医療被保険者証は、毎年8月1日から翌年7月31日まで使うことができます。令和2年7月31日有効期限の新しい保険証を7月中旬に簡易書留で送付しますので、氏名、住所などをご確認ください。

※FAXでの問い合わせは、返信先の明記をお願いします。



◆ 令和元年度の保険料

年間保険料 (上限額62万円)	≡	均等割額 (41,700円)	+	所得割額 (総所得金額等－33万円)×7.86%
--------------------	---	-------------------	---	-----------------------------

◆ 均等割額の軽減割合変更

均等割額の7割軽減対象のかたは、これまで軽減特例措置として9割または8.5割が軽減されてきましたが、令和元年度から段階的に軽減特例措置が縮小・廃止されます。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の 総所得金額などの合計額)	均等割額の軽減割合			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	8.5割	8.5割	7.75割	7割
うち、同一世帯内の被保険者 全員が年収80万円以下 (他の各種所得なし)	9割	8割	7割	

なお、9割軽減の対象であったかたは、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。

※住民税課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績などに応じて異なります。

問い合わせ…高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 FAX048-258-0670

保険料の納付方法

原則、年金からの天引き(特別徴収)となりますが、年度の途中で新規加入されたかたや年金の受給状況などによっては、普通徴収となります。

—普通徴収の場合—
納付書や口座振替で、7月～翌年2月の8期に分けて納めてください。

普通徴収のかたは、
納め忘れがない口座振替が
おすすめです。